

**新型コロナウイルス感染症に係る資金の
市川市信用保証料補助及び利子補給制度のご案内 (R02.12.28 更新版)**

対象者	<p>▷以下の要件①②を満たす中小企業者</p> <p>①市川市内に主たる事業所があること。 ※法人の場合、事業実態がある登記上の本店（又は登記上の主たる事務所）があること。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、市のセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受け、次の条件を満たすこと。</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">【条件】セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の対象：令和3年3月31日までに保証申込みを行い、かつ、同日までに貸付実行をされた方</p>
対象資金	<p>▷千葉県制度融資 ○セーフティネット資金（市町村認定枠・危機関連保証枠） ○新型コロナウイルス感染症対応特別資金</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対応特別資金の場合については、国の補助を受けていないものに限りません。</p> <p>※5号認定による融資利率は、セーフティネット資金・新型コロナウイルス感染症対応特別資金で異なる利率が設定されておりますので、ご注意ください。</p> <p>※セーフティネット資金の危機関連保証を利用する場合、令和2年5月1日以降に融資実行されたものが対象になります。</p>
補助対象 融資限度額	<p>▷2,000万円（1事業者につき）</p> <p>※実融資額2,000万円超の場合でも、融資額2,000万円とみなして補助します。</p> <p>※「セーフティネット資金」・「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」の合計で、補助対象融資限度額は、2,000万円となります。</p> <p>※繰上げ完済、又は他の資金への借り換え等は、信用保証料補助金の交付額に変更が生じ、補助金の一部を返還いただく場合がありますので、ご注意ください。</p>
融資期間	▷ 融資期間7年（限度）・据置1年（限度） （市川市補助制度を利用する場合の条件）
資金使途	▷ 運転資金・設備資金 ※設備資金は、令和2年5月1日以降に融資実行されたものが対象です。
信用保証料	<p>▷補助上限額：247,500円（1事業者につき）</p> <p>※条件変更に伴い生じる追加保証料は対象外です。</p> <p>▷申請方法：千葉県信用保証協会の保証決定を受けた方に、本市から順次、対象者に対して申請書を送付いたします。</p>
利子補給	<p>▷利子補給率：1.0%</p> <p>▷補給対象期間：融資実行日から3年間分</p> <p>▷申請方法等：1月から12月までを1回の利子補給期間とし、この返済利子に対して、対象者には利子補給期間（1月～12月）経過後に申請書等を送付いたします（利子補給期間の翌年3月に補給予定）。</p> <p>※据置（最大1年）を利用された場合も、利子補給対象期間は融資実行日から3年間になります。</p> <p>※信用保証料の補助及び利子補給金の交付を受ける際は、本市の市民税を滞納していないことが条件になります。</p> <p>※廃業、個人事業主の事業所の市外移転、法人の事業実態のある登記上の本店（又は登記上の主たる事業所）の市外への移転登記等は、利子補給の対象外になります。</p>

【お問い合わせ先】 市川市 経済部 商工業振興課（融資担当） TEL：047-712-8779（直通）